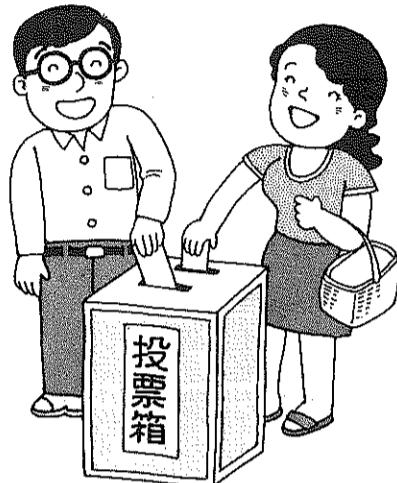




投票用紙

衆議院議員総選挙

7月18日(日)午前7時～午後6時

不在者投票は
7月17日まで

選挙権があるのに、何らかの理由で投票日に投票できない人のために「不在者投票制度」が設けられています。この制度を利用できるのは、次に掲げる事項に該当する人です。

①投票区の区域外で職務や業務につく人
②8歳未満の子供
③昭和48年7月19日以前に生まれた人
④平成5年4月3日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人

●昭和48年7月19日以前に生まれた人
●平成5年4月3日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人

●在宅で投票をするとき
●指定された病院に入院、または老人ホームに入所している場合を除き、市役所または老人ホームに入所している場合を除き、市役所の選舉管理委員会事務局での手続き(投票日に不在となることを申し出で、備え付けの宣誓用紙に投票用紙の交付を要ける)をしてください。投票は、その場でじいただくことになります。この場合印かれた投票所入場整理券が送付されている人は、同入场券も持参ください。なお、時間は午前8時が最終日(7月14日)です。手続きに日数がかかりますので、早めに市選挙管

理委員会に請求してください。この方法で投票できるのは、次に掲げる人です。
【身体障害者手帳の所持者】
①両下肢、体幹に障害のある人で、その障害が重度が別項症から第三項症までの程度が明確でないときは京都市知事が①または②の障害と同程度認められた場合
【戦傷病者手帳の所持者】
①両下肢または体幹に障害のある人で、その障害の程度が明確でないときは京都市知事が①または②の障害と同程度認められた場合

7月18日は衆議院議員総選挙の投票日です。今回執行される衆議院議員選挙に本市で投票できる人は、次のすべての条件を満たしている人です。
●日本国民
●昭和48年7月19日以前に生まれた人
●平成5年4月3日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
●在宅で投票をするとき
●指定された病院に入院、または老人ホームに入所している場合を除き、市役所または老人ホームに入所している場合を除き、市役所の選挙管理委員会事務局での手続き(投票日に不在となることを申し出で、備え付けの宣誓用紙に投票用紙の交付を要ける)をしてください。投票は、その場でじいただくことになります。この場合印かれた投票所入場整理券が送付されている人は、同入场券も持参ください。なお、時間は午前8時が最終日(7月14日)です。手続きに日数がかかりますので、早めに市選挙管